

○財務省告示第八十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月二十九日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から同年度の初日から同月二十九日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。第二号において同じ。）及び同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。第二号において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	
一、〇四三、〇二六トン	五、〇二八、七七九トン	五七、六九七トン	一三、八三二トン	八、七〇〇トン	三九、八五〇トン	一七・〇トン	九トン	二四トン	一、一六四トン	三九、四二〇トン	二五トン	一・八トン	〇トン	

二九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一三	一二	一〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	
三二一トン	七トン	一五、八一二トン	五、六一トン	〇トン	五八トン	五、八五七トン	四四二トン	二六、二五六トン	三八七トン	一、〇五七トン	一四、二九八トン	一二五、四六七トン	四、四八五トン	七四二トン	六〇八、六一二トン	

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年二月二十九日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月二十九日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量及び同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一四 一三	五、〇二一八、七七九トン 九三九、四六四トン